

障害者である職員の任免の状況（令和6年6月1日現在）【企業局交通部】

【概要】

企業局交通部における令和6年6月1日現在の任免状況は下表のとおりとなり、法定雇用率（2.8％）を達成しています。

【総括表】

① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率 (②／①)	④ 法定雇用率（2.8％） 達成のために必要な人数	⑤ 過不足数 (②－④)
113.5人	5人	4.41％	3.2人	0人

※②欄の「障害者の数」は、重度障害者については、法律上1人を2.0人に相当するものとして、また、重度以外の障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

短時間勤務職員である精神障害者の算定に当たっては、特例により1人を1.0人に相当するものとしてカウントしている。